

証券コード8344
平成24年6月6日

株主各位

山形市七日町三丁目1番2号

株式会社 **山形銀行**

取締役頭取 長谷川 吉茂

第200期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第200期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 山形市七日町三丁目1番2号 当行本店7階会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第200期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第200期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページ（<http://www.yamagatabank.co.jp/>）において周知させていただきます。

添付書類

第200期（平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

企業集団は、当行、子会社および子法人等7社で構成され、銀行業務を中心に、事務代行業務、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務、情報サービス業務などの金融サービスを提供しております。

（国内経済）

当期におけるわが国経済は、昨年3月の東日本大震災発生により、その影響を大きく受けたものの、比較的早期に持ち直しに向かい、総じてみれば、緩やかな回復の動きを続けました。

企業の生産活動は、大震災後一時的に大きく落ち込みましたが、サプライチェーンの復旧が早期に進んだことで緩やかな回復に転じ、設備投資も改善に向かいました。一方、企業収益は、大震災の影響や海外経済の減速等から輸出が伸び悩み、加えて円高が継続したことにより、悪化を余儀なくされました。消費マインドは、期前半には最悪期を脱し、個人消費や住宅投資はおおむね持ち直しの動きとなりました。公共投資については、期末にかけて震災復興事業等により上向きとなりました。この間、雇用・所得環境は、大震災の影響もあり厳しさが残るものの、緩やかな持ち直しの動きが続いております。

金融面をみますと、欧州債務問題に大きな影響を受けた1年となりました。短期金利は誘導水準である0.1%近辺で推移しましたが、日本銀行が追加的な金融緩和策を実施したことで、長期金利は低下傾向で推移し、期後半には10年物国債利回りは1%を挟んだ展開が続きました。日経平均株価は、下落基調が続いていたものの、年明け以降、世界的な金融緩和や欧州債務問題に対する懸念の後退などから上昇に転じ、期末には1万円を回復しました。一方、円相場は、期末近くによりやく反転したものの円高基調が続き、一時、史上最高水準の1米ドル=75円台まで上昇する場面もみられました。

（県内経済）

当行の主要営業基盤である県内経済は、大震災後の復旧、復興需要も取り込みつつ、おおむね持ち直しの動きが続きましたが、期末にかけてはやや足踏み感が広が

りました。

個人消費は、雇用・所得環境の緩やかな持ち直しや、大震災の被災者向け支援物資の需要取り込みなどもあり、緩やかな回復が続きました。企業収益は、復旧、復興関連の需要増をうけ上向きとなり、設備投資も期後半には持ち直しの兆しがみられました。一方、住宅建設は、当初増加傾向をたどりましたが、期後半にかけては再び減少し、総じてみれば横ばいとなりました。また、企業の生産活動は、大震災後の落ち込みが東北の中でも最も軽微であったことから、比較的早期に持ち直しましたが、タイの洪水により影響を受けたエレクトロニクス関連部門における増勢鈍化などをうけて、期末にかけてはやや弱含みとなりました。

(営業施策等)

業務面においては、多様化・高度化するお客さまのニーズに対応するため、新たな商品やサービスの提供に努めるとともに、地域密着型金融の深化を実践すべく、地域経済の活性化に向けた取り組みを強化しました。

○ 個人向け商品・サービス

個人部門では、お客さまの資産運用ニーズを含めた多様なニーズにお応えするため、一時払終身保険1商品、個人年金保険1商品、投資信託4商品を追加したほか、募集期間を定めた投資信託2商品を取り扱うなど、商品内容の拡充を図りました。また、融資対象者や融資金額を拡大したフリーローンを新たに追加したほか、住宅エコポイント制度などに対応した改修工事を行う場合にご利用いただける「ecoハウスリフォームローン」キャンペーンを実施しました。加えて、大震災による被災者向けリフォームローンならびにマイカーローンの取り扱いをいたしました。

○ 法人向け商品・サービス

法人部門では、お取引先の事業再生支援や事業承継に引き続き積極的に取り組むとともに、債権・動産担保融資商品「やまぎんABL」の取り扱いなど、新たな金融サービスの提供を開始しました。また、農業、医療分野での資金需要に対応することを目的に、融資商品の追加を行ったほか、株式会社国際協力銀行を通じてタイのカシコン銀行と提携するなど、アジアを中心とした、お客さまの海外進出を支援する体制を強化し、新たな成長分野におけるビジネス創出に向けた取り組みを本格化させました。さらに、多様化する経営者の保険ニーズにお応えするため、事業性保険2商品も追加しました。

○ その他の施策

昨年3月の大震災発生により、当行においても仙台市内の2カ店で一時休業を余儀なくされましたが、早期復旧に注力し翌4月1日には全店舗において営業を再開することができました。また、県外から避難されている方のために、当行窓口での他金融機関預金の代理払戻事務を実施しました。加えて、被災された方のために、

休日窓口や専用電話を開設し、各種ご相談にお応えしております。

店舗については、災害等による大規模停電時においても業務を継続できるよう、自家発電装置の設置を更に拡大し、平成24年3月末までに全体の81%にあたる64店舗への設置を完了しました。なお、店舗およびCD・ATMの現金自動設備については、平成24年3月末現在で有人店舗数は出張所を含め79カ店、店舗外現金自動設備の設置場所は137カ所となっております。

○ 組織体制の整備

組織面では、今後成長が期待される医療・介護、観光、環境、海外（アジア）、新産業（自動車、有機EL他）等の分野において、新たなビジネスチャンスを創造するため、地域振興部内の「情報開発グループ」を「成長ビジネスサポートグループ」に改組し、お客さまニーズの変化にも対応した営業体制を整えました。

（事業の経過及び成果等）

以上のような営業施策を実施しながら、当行は、株主各位はもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当期は次のような業績をおさめることができました。

○ 預金等

預金ならびに譲渡性預金については、お客さまの多様なニーズにお応えする商品の提供に努めてまいりました結果、当期中1,347億円増加し、期末残高は初めて2兆円台に乗り2兆310億円となりました。個人預金、法人預金および公金預金がともに好調に推移しました。また、預かり金融資産についても、個人年金保険が当期中320億円と順調に増加したことなどにより、全体では当期中228億円増加し、期末残高は2,678億円となりました。

○ 貸出金

貸出金については、当期中699億円増加し、期末残高は1兆2,961億円となりました。大震災からの復旧、復興に取り組む企業の資金需要にも積極的に応えたほか、住宅ローンを中心に個人向け貸出の増強に注力いたしました。また、地方公共団体の資金需要にも積極的に対応いたしました。

○ 有価証券

有価証券については、投資環境や市場動向に留意しながら、安全性、流動性を重視した運用資産を積上げた結果、当期中253億円増加し、期末残高は7,250億円となりました。

○ 損益の状況

経常収益は、役務取引等収益および国債等債券償還益などその他業務収益は増加したものの、貸出金利息を中心に資金運用収益が減少したことなどから、前年比20百万円減収の383億31百万円となりました。経常費用は、預金利息などの資金調達費用が減少したことに加え、本部・営業店が一体となってお取引先の経営改善支援に注力したことなどによる与信費用の減少を主因に、前年比7億46百万円減少し、

313億74百万円となりました。この結果、経常利益は前年比7億26百万円増益の69億57百万円を計上、当期純利益は同49百万円増益の37億6百万円を計上することができました。

(対処すべき課題)

県内経済は、復興需要を取り込み、持ち直しの動きがみられるものの、人口減少や少子高齢化の進展など構造的な問題を抱えており、厳しい状況が続くものとみられます。

地域金融機関においては、改正金融機能強化法に基づく公的資金の導入や経営統合によって、経営基盤を強化する動きが一層活発化しております。県内においても、本年10月に株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行の経営統合が予定されるなど、金融機関の競争はますます激化していくことが予想されます。

こうしたなか、当行は第17次長期経営計画「やまぎん・イノベーション・プランⅡ」(平成24年度～平成26年度)をスタートさせました。本長計は、今後の10年間で展望したうえで、「地域経済の活性化なくして当行の成長発展はない」という認識のもとに、地域密着型金融を深化させる内容としております。当行は、本長計のもと、お客さまの本業支援や地域活力の向上支援等を通して、自らの収益基盤の維持拡大と存在価値の向上を図るとともに、主体的なリスクテイクにより、地域の将来を支える産業や企業等を支援してまいります。また、お客さまへの更なる安全・安心の提供を通して、豊かな地域社会の創造に貢献してまいります。

株主の皆さま方には、引き続き温かいご支援と変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当連結会計年度)
連結経常収益	51,457	44,729	45,037	44,597
連結経常利益 (又は経常損失)	△10,782	4,566	7,090	8,140
連結当期純利益 (又は当期純損失)	△5,969	2,078	3,253	4,039
連結包括利益	—	—	1,091	7,257
連結純資産額	95,647	113,589	113,647	119,872
連結総資産額	1,867,109	2,019,035	2,048,095	2,195,995

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当期)
預 金	16,806	17,968	18,299	19,466
定期性預金	7,931	8,500	8,403	8,738
その他	8,874	9,467	9,896	10,728
貸 出 金	11,868	12,216	12,262	12,961
個人向け	3,613	3,527	3,531	3,587
中小企業向け	3,966	4,006	3,948	4,038
その他	4,288	4,681	4,782	5,336
商品有価証券	5	0	0	0
有 価 証 券	5,661	6,278	6,996	7,250
国 債	2,298	2,563	3,144	3,364
地 方 債	1,082	1,335	1,443	1,365
その他	2,280	2,380	2,408	2,520
総 資 産	18,510	20,044	20,362	21,837
内国為替取扱高	151,709	142,116	141,363	139,423
外国為替取扱高	百万ドル 815	百万ドル 732	百万ドル 868	百万ドル 961
経 常 利 益 (又は経常損失)	百万円 △11,069	百万円 3,663	百万円 6,231	百万円 6,957
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円 △5,887	百万円 1,815	百万円 3,657	百万円 3,706
1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)	円 銭 △34 45	円 銭 10 65	円 銭 21 45	円 銭 21 74

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「1株当たり当期純利益 (又は1株当たり当期純損失)」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
 3. 平成23年度の状況につきましては、「事業の経過及び成果等」に記載のとおりであります。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他 事 業	銀 行 業	リ ー ス 業	そ の 他 事 業
使用人数	1,355 ^人	15 ^人	117 ^人	1,344 ^人	17 ^人	127 ^人

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 当行の営業所数の推移

	当年度末	前年度末
山 形 県	69店 (うち出張所 1)	69店 (うち出張所 1)
宮 城 県	5 (—)	5 (—)
秋 田 県	1 (—)	1 (—)
福 島 県	1 (—)	1 (—)
栃 木 県	1 (—)	1 (—)
埼 玉 県	1 (—)	1 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
合 計	79 (1)	79 (1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を137カ所（前年度末146カ所）設置しております。また、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で84カ所（前年度末86カ所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携に基づく店舗外現金自動設備を山形県内で62カ所（前年度末60カ所）それぞれ設置しております。

(ロ) 当年度の当行の新設営業所

該当事項はありません。

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

- ① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備
ヨークベニマル米沢門東町店（米沢市）
- ② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備
やまのベショッピングプラザ（山辺町）
高島町役場（高島町）
市北出張所（山形市）
半郷出張所（山形市）
マックスバリュ芸工大店（山形市）
千歳出張所（山形市）
新庄駅前出張所（新庄市）
山形カシオ（東根市）
山形スリーエム（東根市）
緑町会館（山形市）

(ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

(ニ) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

ロ. リース業

山銀リース株式会社：本社（山形市）

ハ. その他事業

山銀ビジネスサービス株式会社：本社（山形市）

山銀保証サービス株式会社：本社（山形市）

山銀システムサービス株式会社：本社（山形市）

やまぎんカードサービス株式会社：本社（山形市）

やまぎんキャピタル株式会社：本社（山形市）

木の実管財株式会社：本社（山形市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	763
リース業	5
その他事業	-
合計	768

ロ. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	事務センター自家発電設備改修工事	55
銀行業	本店空調設備改修工事	59

(注) 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山銀ビジネス サービス株式会社	山形市七日町 三丁目1番2号	事務代行業	昭和54年 8月11日	10	100.00	
山銀保証サービ ス株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	信用保証業	昭和49年 11月1日	20	5.00	
山銀リース 株式会社	山形市宮町 二丁目2番27号	ファイナンス リース業	昭和51年 4月8日	30	5.00	
山銀システム サービス株式会社	山形市三日町 一丁目2番47号	情報 サービス業	平成2年 3月14日	20	5.00	
やまぎんカード サービス株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	クレジット、 貸付、 信用保証業	平成3年 6月21日	30	5.00	
やまぎんキャピ タル株式会社	山形市七日町 三丁目1番2号	有価証券の取得 保有、売却	平成8年 4月3日	100	5.00	
木の実管財 株式会社	山形市十日町 二丁目4番1号	財産管理業	昭和36年 6月6日	10	91.21	

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記7社はすべて連結子会社及び子法人等であり、持分法適用会社はありません。

(重要な業務提携の概況)

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ACS)を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. じゅうだん会(株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行)では、システム共同化に合意し、当行は平成17年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
7. 野村證券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との提携により、金融商品仲介業務を行っております。
8. 山形県内4信用金庫(山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫)と提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス(名称「ぐるっと花笠ネット」)を行っております。
9. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長谷川 吉 茂	取締役頭取 (代表取締役)		
三 浦 新一郎	常務取締役	営業企画部、 個人企画部、 地域振興部担当	
石 川 芳 宏	常務取締役	秘書室、 総合企画部、 金融市場部、 東京事務所担当	
中 川 太 文	常務取締役	総務部、 市場国際部、 融資部担当	
木 村 孝	常務取締役	本店営業部長	
渡 辺 均	常務取締役	人事部、 事務統括部、 事務集中部、 監査部担当	
那 須 克 彦	取 締 役	米沢支店長兼 米沢北支店長	
堤 重 雄	取 締 役	営業企画部長	
高 橋 弘 充	取 締 役	仙台支店長	
谷 口 茂 樹	取 締 役	秘書室長	
森 谷 和 博	取 締 役	融資部長	
武 田 昌 裕	取 締 役	東京支店長兼 法人営業部長兼 東京事務所長	
今 田 隆 美	常勤監査役		
安 喰 敬	常勤監査役		
中 山 眞 一	監 査 役 (社外監査役)	株式会社塚田会計事務所 代表取締役社長 株式会社山形新聞社監査役 (社外監査役) 両羽協和株式会社監査役 (社外監査役) 両銀不動産株式会社監査役 (社外監査役) 山形県公安委員会委員	
浜 田 敏	監 査 役 (社外監査役)	浜田敏法律事務所所長 山形県収用委員会会長 山形県労働委員会会長代理	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
五味康昌	監査役（社外監査役）	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社相談役 三菱地所株式会社取締役（社外取締役） 株式会社ノリタケカンパニーリミテド監査役（社外監査役） 讀賣テレビ放送株式会社取締役（社外取締役） 株式会社ノジマ取締役（社外取締役）	

- (注) 1. 監査役中山眞一氏、浜田敏氏及び五味康昌氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役中山眞一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役浜田敏氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。
- | （氏名） | （退任時の地位および担当） | （退任年月日） |
|------|---------------|------------|
| 黒木誠司 | 常務取締役 | 平成23年6月24日 |
| 鈴木俊伸 | 常務取締役本店営業部長委嘱 | 平成23年6月24日 |
| 吉田勉 | 常務取締役 | 平成23年6月24日 |
- なお、常務取締役吉田勉氏は、辞任による退任であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	15名	160（48）
監査役	5名	45（11）
計	20名	205（60）

- (注) 1. 上記報酬等には以下のものが含まれており、それぞれ合計額を括弧内に内書きしております。
- (1) 第200期定時株主総会において決議いただく予定の役員賞与
- | | |
|-----|-------|
| 取締役 | 15百万円 |
| 監査役 | 4百万円 |
- (2) 役員退職慰労引当金繰入額のうち当事業年度に計上した額
- | | |
|-----|-------|
| 取締役 | 33百万円 |
| 監査役 | 7百万円 |
2. 上記の取締役の支給人数には平成23年6月24日開催の第199期定時株主総会の終了をもって退任した取締役3名を含んでおります。
3. 会社役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりです。
- (1) 取締役
月額18百万円（参考：年額216百万円）以内であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。（平成5年6月29日株主総会決議）
- (2) 監査役
月額3百万円（参考：年額36百万円）以内であります。（昭和57年6月22日株主総会決議）

4. 上記のほか、当事業年度において受け又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額は、次のとおりです。
 平成23年6月24日開催の第199期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金
 取締役 3名 48百万円
 (当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役3名46百万円が含まれております。)
5. 使用人兼務取締役の使用人分の報酬等は66百万円(内賞与額16百万円)であります。
6. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
中山 眞一	株式会社塚田会計事務所代表取締役社長 株式会社山形新聞社監査役(社外監査役) 両羽協和株式会社監査役(社外監査役) 両銀不動産株式会社監査役(社外監査役) 山形県公安委員会委員
浜田 敏	浜田敏法律事務所所長 山形県収用委員会会長 山形県労働委員会会長代理
五味 康昌	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社相談役 三菱地所株式会社取締役(社外取締役) 株式会社ノリタケカンパニーリミテド監査役(社外監査役) 讀賣テレビ放送株式会社取締役(社外取締役) 株式会社ノジマ取締役(社外取締役)

- (注) 1. 株式会社塚田会計事務所および浜田敏法律事務所は、当行との間に銀行取引関係があります。
2. 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当行と金融商品仲介業務に関する提携を行っております。金融商品仲介業務に関する提携の詳細については、重要な業務提携の概況をご参照ください。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
中山 眞一	4年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回中11回、監査役会12回中12回出席しました。	主に公認会計士としての専門的知見を基に、社外監査役としての見地から発言しております。
浜田 敏	3年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回中11回、監査役会12回中12回出席しました。	主に弁護士としての専門的知見を基に、社外監査役としての見地から発言しております。
五味 康昌	2年9ヵ月	当事業年度に開催した取締役会11回中11回、監査役会12回中11回出席しました。	主に金融業務に関する豊富な経験を基に、社外監査役としての見地から発言しております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3名	6 (1)	—

- (注) 1. 報酬等の合計には、役員退職慰労引当金繰入額のうち当事業年度に該当する額1百万円を含めており、同金額を括弧内に内書きしております。
2. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 社外役員の意見

上記(1)～(4)に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 298,350千株
発行済株式の総数 172,000千株 (うち自己株式1,510,553株)

(2) 当年度末株主数 8,800名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,258 ^{千株}	4.84%
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,217	4.23
明治安田生命保険相互会社	7,190	4.21
両羽協和株式会社	5,936	3.48
東京海上日動火災保険株式会社	4,423	2.59
山形銀行従業員持株会	3,704	2.17
日本生命保険相互会社	3,621	2.12
住友生命保険相互会社	3,543	2.07
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー) サブアカウントアメリカンクライアント	3,034	1.77
株式会社損害保険ジャパン	2,312	1.35

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 (当行の監査の職務を行った指定有限責任社員の氏名) 業務執行社員 公認会計士 押野 正徳 業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男	55	(対価を支払った非監査業務の内容) システムリスク管理態勢 調査業務に係る報酬等

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当行、当行子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、56百万円であります。
3. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議いたします。また、監査役会から請求があった場合も同様といたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会および監査役会は、会計監査人の継続監査年数等も勘案し、再任もしくは不再任の判断を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および取締役会はコンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底を図ります。
 - ② 行動規準（倫理綱領）を当行のコンプライアンスの基本に位置付け、コンプライアンス関連規程、業務に関連する各種法令等をコンプライアンス・プログラムや各種研修等において職員に周知し、コンプライアンスの徹底を図ります。
 - ③ 総合企画部がコンプライアンス関連事項を統括し、各部室店に配置されたコンプライアンス責任者・担当者を通してコンプライアンス関連の各種施策を実施します。
 - ④ コンプライアンスに関する各種施策は取締役会において意思決定するとともに、運用状況について、コンプライアンス・リスク管理に関する協議機関であるリスク管理会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、断固として対決し、介入を阻止します。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、営業店および本部の連携を中心に警察を始めとした外部専門機関とも連携し、組織として対応する体制を整備します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種稟議書類等は、保存、管理、処分方法等を定めた各種規程に基づき、適切かつ厳正に取り扱います。

- ② 情報セキュリティに関する規程に基づき、各種情報や書類等の漏えい、滅失、紛失等を防止します。
- (3) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
 - ① 取締役は、当行の業務の健全性および適切性確保のため、経営計画や業務の規模・特性等を踏まえ、当行の統合的リスク管理および各種リスクの管理機能の実効性確保に向けた態勢の整備・確立を図ります。
 - ② リスク管理に関する重要事項は、取締役会において意思決定するとともに、その運用状況について、リスク管理会議やALM会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
 - ③ 総合企画部を統合的リスク管理部署として、リスク管理の基本規程である統合的リスク管理規程に定める基本原則や責任体制に基づき各種リスクの統合的管理に取り組みます。
 - ④ 危機管理規程および関連マニュアルを周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、定期的に緊急時の対応訓練を実施します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は取締役会規程のほか、組織規程等に定める職務分掌や職務権限等に基づき、指揮命令、使用人との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保します。
 - ② 取締役会は長期経営計画および短期経営計画を定め、業績目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について定期的に確認します。
 - ③ 業務の合理化・効率化を進め、効率的な取締役の職務執行態勢を構築します。
- (5) 当行ならびに当行および子会社から成る企業集団（グループ会社）における業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役および監査役がグループ各社の業務の適正について監督するとともに、人事交流、情報交換を密にし、グループ会社全体の連携体制を確立します。
 - ② 関連会社管理規程等に基づき、コンプライアンス・リスク管理に関する事項や取引条件等の経営上重要な事項について協議するとともに、各社のコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・機能強化を指導します。また、定期的にグループ各社から業務執行状況や財務状況等の報告を徴し、グループ会社全体の業務の適正を確保します。

- ③ 会計に関する各種法令や基準等を遵守し、グループ会社全体の財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備します。
- (6) 内部監査部門による内部統制システムの監査の体制
監査部は内部統制システムの有効性および機能発揮状況等について、当行および子会社に対し定期的に監査を実施し、改善を指導するとともに、その結果を取締役に報告します。
- (7) 監査役の監査環境の整備に関する体制
 - ① 監査役は、取締役会、重要な会議等に参加し、業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役と意見交換を行います。
 - ② 監査役は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも取締役および使用人に対して、報告を求めることができます。
 - ③ 取締役および使用人は法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況等について、監査役に報告します。
 - ④ 監査役からその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求められた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、その人数、地位等の具体的な内容について決定します。
 - ⑤ 補助使用人は監査役の指揮命令に従い、その職務を遂行します。
 - ⑥ 補助使用人の異動・評価等の人事に関する事項については、事前に監査役に報告します。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第200期末 (平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目				金 額	科 目				金 額
(資 産 の 部)					(負 債 の 部)				
現 預 金				50,083	預 金			1,946,665	
現預 預 け				21,437	当 座 預 金			51,426	
コ 買 入	預 け			28,645	普 通 預 金			965,368	
商 入 品	ル 金			79,508	貯 蓄 預 金			32,117	
商 品	口 銭			6,549	通 知 預 金			4,461	
有 価 品	品 価			43	定 期 預 積			867,185	
商 品	地 方			14	そ の 他 の 預 金			6,677	
有 価 品	地 証			29	讓 渡 性 の 預 金			19,427	
国 地 社 株 所 の 他 の 証				725,009	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金			84,367	
割 手 証 当 座				336,416	借 入 金			2,750	
外 買 取 の 決 算 未 前 未 金				136,550	借 入 金			6,255	
そ の 決 算 未 前 未 金				110,067	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			6,255	
有 形 固 定 資 産				29,608	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			37	
土 地 建 築 物				112,366	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			36	
そ の 他 の 固 定 資 産				1,296,184	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			0	
無 形 固 定 資 産				9,090	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			11,736	
そ の 他 の 固 定 資 産				35,972	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			584	
繰 上 償 却 資 産				1,101,897	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			889	
繰 上 償 却 資 産				149,223	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			2,822	
繰 上 償 却 資 産				1,030	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			421	
繰 上 償 却 資 産				931	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			3	
繰 上 償 却 資 産				2	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			3,953	
繰 上 償 却 資 産				96	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			75	
繰 上 償 却 資 産				5,399	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			117	
繰 上 償 却 資 産				317	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			2,866	
繰 上 償 却 資 産				1	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			20	
繰 上 償 却 資 産				3,146	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			1,371	
繰 上 償 却 資 産				160	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			231	
繰 上 償 却 資 産				1,773	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			209	
繰 上 償 却 資 産				13,480	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			182	
繰 上 償 却 資 産				3,294	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			1,636	
繰 上 償 却 資 産				9,015	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			14,293	
繰 上 償 却 資 産				71	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			2,069,758	
繰 上 償 却 資 産				1,098	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			12,008	
繰 上 償 却 資 産				1,193	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			4,937	
繰 上 償 却 資 産				977	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			4,932	
繰 上 償 却 資 産				216	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			5	
繰 上 償 却 資 産				3,216	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			91,508	
繰 上 償 却 資 産				14,293	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			7,076	
繰 上 償 却 資 産				△12,245	外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			84,432	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			79,020	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			5,412	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			△818	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			107,636	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			7,477	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			△2,182	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			1,057	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			6,352	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			113,989	
繰 上 償 却 資 産					外 国 為 替 債 借 等 用 益 金 品 務 債 金 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 引 当 金 負 債 諾			2,183,747	

第200期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

	科 目	金 額	
経	常金貸有コ買債預そ務受その外商国国その償株そ常金預讓コ債借金そ務支その国国金の貸貸株そ常別定別定	28,464	38,331
資	運出証券の取入の他外国品債債の他却式の	20,810	
	取用金利息先引受金の受替の務替証券券業の常債債の他調	7,314	
	益配ン利受入利	232	
	息金利息息	2	
	当利入利	0	
	利	11	
役	取入の他業為価債債の他調	92	
そ	の取入の他業為価債債の他調	6,007	
	手務役	1,650	
	収	4,356	
	益	2,886	
	買	117	
	却	1	
	還	1,293	
	収	1,359	
	益	114	
そ	の取入の他業為価債債の他調	974	
	立	0	
	却	396	
	収	576	
経	常金預讓コ債借金そ務支その国国金の貸貸株そ常別定別定	3,209	31,374
資	渡一券利の取支その国国金の貸貸株そ常別定別定	1,592	
	金性マ取引支	115	
	利	4	
	利	4	
	利	5	
	利	1,282	
	利	204	
役	取入の他業為価債債の他調	2,220	
そ	の取入の他業為価債債の他調	355	
	手務役	1,865	
	費	1,778	
	却	1,599	
	還	138	
	債	34	
	費	5	
営	の貸貸株そ常別定別定	21,965	
そ	の貸貸株そ常別定別定	2,201	
	額	1,068	
	却	9	
	損	444	
	却	324	
	用	355	
経	常金預讓コ債借金そ務支その国国金の貸貸株そ常別定別定	6,957	6,957
特	固減引税、人	1	1
特	固減引税、人	84	149
	人	65	
税	前住税、当民期及純	934	6,810
法	人	2,169	
法	人	934	3,103
当	人	2,169	3,706

第200期（平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	12,008
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	12,008
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	4,932
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	4,932
その他資本剰余金	
当期首残高	5
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	5
資本剰余金合計	
当期首残高	4,937
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	4,937
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	7,076
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	7,076
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	75,020
当期変動額	
別途積立金の積立	4,000
当期変動額合計	4,000
当期末残高	79,020
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,685
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,706
別途積立金の積立	△4,000
土地再評価差額金の取崩	43
当期変動額合計	△1,272
当期末残高	5,412
利益剰余金合計	
当期首残高	88,781
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,706
土地再評価差額金の取崩	43
当期変動額合計	2,727
当期末残高	91,508

(単位：百万円)

科 目	金 額
自己株式	
当期首残高	△812
当期変動額	
自己株式の取得	△5
当期変動額合計	△5
当期末残高	△818
株主資本合計	
当期首残高	104,915
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,706
自己株式の取得	△5
土地再評価差額金の取崩	43
当期変動額合計	2,721
当期末残高	107,636
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	4,042
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,434
当期変動額合計	3,434
当期末残高	7,477
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△1,133
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,049
当期変動額合計	△1,049
当期末残高	△2,182
土地再評価差額金	
当期首残高	867
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	190
当期変動額合計	190
当期末残高	1,057
評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,776
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,575
当期変動額合計	2,575
当期末残高	6,352
純資産合計	
当期首残高	108,691
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	3,706
自己株式の取得	△5
土地再評価差額金の取崩	43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,575
当期変動額合計	5,297
当期末残高	113,989

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) **役員賞与引当金**

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) **退職給付引当金**

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) **役員退職慰労引当金**

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) **睡眠預金払戻損失引当金**

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) **偶発損失引当金**

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

7. **リース取引の処理方法**

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. **ヘッジ会計の方法**

(1) **金利リスク・ヘッジ**

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代

えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は60百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. **無担保の消費貸借契約取引（債券貸借取引）**により貸付けている有価証券が、国債に合計10,276百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は3,347百万円、**延滞債権額**は21,085百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、**3カ月以上延滞債権額**は2百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,962百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,397百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,092百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 115,467百万円

担保資産に対応する債務

預金 9,141百万円

債券貸借取引受入担保金 2,750百万円

借入金 6,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券62,831百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は322百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、531,084百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が521,414百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算

の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,900百万円

- | | | |
|-----|---|-----------|
| 10. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 25,804百万円 |
| 11. | 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,100百万円 |
| 12. | 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,162百万円であります。 | |
| 13. | 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 14. | 関係会社に対する金銭債権総額 | 8,736百万円 |
| 15. | 関係会社に対する金銭債務総額 | 7,185百万円 |

(損益計算書関係)

- | | | |
|----|---|--------|
| 1. | 関係会社との取引による収益 | |
| | 資金運用取引に係る収益総額 | 110百万円 |
| | 役員取引等に係る収益総額 | 37百万円 |
| | その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 15百万円 |
| | 関係会社との取引による費用 | |
| | 資金調達取引に係る費用総額 | 3百万円 |
| | 役員取引等に係る費用総額 | 141百万円 |
| | その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | -百万円 |
| | その他の取引に係る費用総額 | 479百万円 |
| 2. | 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業用資産等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額65百万円を減損損失として特別損失に計上しております。 | |

区分	主な用途等	種類	減損損失
稼働資産	営業店舗 1か所	土地	45百万円
遊休資産	遊休資産 3か所	土地	19百万円

営業用店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本店、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

3. 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
子会社	山銀保証サービス株式会社	直接所有 5.0% 間接保有 45.0%	当行ローンの被保証 預金取引 役員の兼任	貸出金被保証	323,581	—	—
				保証料の支払	81	—	—
				代位弁済金の受取	183	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 山銀保証サービス(株)との取引については、すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。

(注2) 取引金額には、消費税は含めておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,496	14	-	1,510	(注)
合計	1,496	14	-	1,510	

(注) 普通株式の自己株式の増加14千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成24年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成24年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	7,595	7,750	154
	そ の 他	-	-	-
	小 計	7,595	7,750	154
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	1,457	1,413	△43
	そ の 他	-	-	-
	小 計	1,457	1,413	△43
合 計		9,052	9,163	110

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	21
関連法人等株式	-
合 計	21

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	15,075	10,434	4,640
	債 券	525,655	513,860	11,795
	国 債	296,979	292,592	4,386
	地 方 債	136,550	130,835	5,714
	短期社債	-	-	-
	社 債	92,125	90,431	1,693
	その他	47,080	45,655	1,425
	外国債券	37,997	36,876	1,121
	そ の 他	9,083	8,778	304
	小 計	587,811	569,950	17,861
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	12,934	16,086	△3,152
	債 券	48,325	48,957	△631
	国 債	39,436	39,477	△40
	地 方 債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社 債	8,889	9,480	△591
	その他	67,766	70,054	△2,287
	外国債券	58,777	60,209	△1,431
	そ の 他	8,988	9,845	△856
	小 計	129,026	135,098	△6,072
合 計		716,838	705,049	11,789

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種 類	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	1,577
そ の 他	97
合 計	1,674

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算出された価額をもって貸借対照表計上額としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は1,880百万円増加、「繰延税

金資産」は658百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,222百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	3,770	396	444
債 券	268,866	1,288	761
国 債	242,987	573	527
地方債	20,927	320	-
短期社債	-	-	-
社 債	4,952	394	233
その他	5,821	5	838
合 計	278,458	1,690	2,043

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、358百万円（うち株式324百万円、債券34百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当事業年度末日の時価が取得価額の50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,840百万円
退職給付引当金	480
有価証券償却	816
減価償却費	982
その他	2,548
繰延税金資産小計	8,667
評価性引当額	△1,318
繰延税金資産合計	7,348
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,123
その他	9
繰延税金負債合計	4,132
繰延税金資産の純額	3,216百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35%となります。この税率変更により、繰延税金資産は71百万円減少し、法人税等調整額は502百万円増加しております。その他有価証券評価差額金は598百万円増加し、繰延ヘッジ損益は167百万円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は234百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	668円60銭
1株当たりの当期純利益金額	21円74銭

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 7社

主要な会社名

山銀リース株式会社

山銀保証サービス株式会社

やまぎんカードサービス株式会社

やまぎんキャピタル株式会社

山銀システムサービス株式会社

山銀ビジネスサービス株式会社

木の実管財株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、重要性が乏しいものを除いて、定額法により償却することとしております。

(平成24年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	50,096	預 金	1,945,545
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	79,508	譲 渡 性 預 金	78,337
買 入 金 銭 債 権	7,418	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	2,750
商 品 有 価 証 券	43	借 用 金	9,106
有 価 証 券	725,070	外 国 為 替	37
貸 出 金	1,288,728	そ の 他 負 債	16,778
外 国 為 替	1,030	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	20,386	退 職 給 付 引 当 金	1,405
有 形 固 定 資 産	13,728	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	241
建 物	3,308	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	209
土 地	9,015	偶 発 損 失 引 当 金	182
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,405	利 息 返 還 損 失 引 当 金	240
無 形 固 定 資 産	1,255	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,636
ソ フ ト ウ ェ ア	1,036	支 払 承 諾	19,630
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	219	負 債 の 部 合 計	2,076,123
繰 延 税 金 資 産	3,524	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	19,630	資 本 金	12,008
貸 倒 引 当 金	△14,427	資 本 剰 余 金	4,939
		利 益 剰 余 金	91,742
		自 己 株 式	△818
		株 主 資 本 合 計	107,872
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,477
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,182
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,057
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	6,352
		少 数 株 主 持 分	5,648
		純 資 産 の 部 合 計	119,872
資 産 の 部 合 計	2,195,995	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,195,995

(平成23年4月1日から)
(平成24年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		44,597
資	金 運 用 収 益	28,545	
	貸 出 金 利 息	20,872	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,314	
	コールローン利息及び買入手形利息	232	
	買 現 先 利 息	2	
	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0	
	預 け 金 利 息	11	
	そ の 他 の 受 入 利 息	111	
役	務 取 引 等 収 益	7,264	
そ	の 他 業 務 収 益	7,779	
そ	の 他 経 常 収 益	1,007	
	償 却 債 権 取 立 益	14	
	そ の 他 の 経 常 収 益	992	
経	常 費 用		36,456
資	金 調 達 費 用	3,245	
	預 金 利 息	1,592	
	譲 渡 性 預 金 利 息	112	
	コールマネー利息及び売渡手形利息	4	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	4	
	借 用 金 利 息	42	
	そ の 他 の 支 払 利 息	1,488	
役	務 取 引 等 費 用	2,101	
そ	の 他 業 務 費 用	6,075	
営	業 経 費 用	23,220	
そ	の 他 経 常 費 用	1,813	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	493	
	そ の 他 の 経 常 費 用	1,320	
経	常 利 益		8,140
特	別 利 益		1
特	固 定 資 産 処 分 益	1	
	別 損 失		179
	固 定 資 産 処 分 損 失	114	
	減 損 損 失	65	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,962
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,146	
法	人 税 等 調 整 額	2,182	
法	人 税 等 合 計		3,328
少	数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		4,634
少	数 株 主 利 益		595
当	期 純 利 益		4,039

(平成23年4月1日から)
(平成24年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	12,008
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	12,008
資本剰余金	
当期首残高	4,939
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	4,939
利益剰余金	
当期首残高	88,682
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	4,039
土地再評価差額金の取崩	43
当期変動額合計	3,059
当期末残高	91,742
自己株式	
当期首残高	△812
当期変動額	
自己株式の取得	△5
当期変動額合計	△5
当期末残高	△818
株主資本合計	
当期首残高	104,817
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	4,039
自己株式の取得	△5
土地再評価差額金の取崩	43
当期変動額合計	3,054
当期末残高	107,872

(単位：百万円)

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	4,042
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,434
当期変動額合計	3,434
当期末残高	7,477
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△1,133
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,049
当期変動額合計	△1,049
当期末残高	△2,182
土地再評価差額金	
当期首残高	867
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	190
当期変動額合計	190
当期末残高	1,057
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,776
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,575
当期変動額合計	2,575
当期末残高	6,352
少数株主持分	
当期首残高	5,053
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	594
当期変動額合計	594
当期末残高	5,648
純資産合計	
当期首残高	113,647
当期変動額	
剰余金の配当	△1,023
当期純利益	4,039
自己株式の取得	△5
土地再評価差額金の取崩	43
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,170
当期変動額合計	6,224
当期末残高	119,872

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
その他	2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保

証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

（借手側）

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適

用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月31日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は60百万円(税効果額控除前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. **無担保の消費貸借契約取引（債券貸借取引）**により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計10,276百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は3,398百万円、**延滞債権額**は21,264百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、**3カ月以上延滞債権額**は45百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額**は2,973百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. **破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額**は27,682百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. **手形割引**は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,092百万円であります。
7. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	115,467百万円
その他資産	38百万円
担保資産に対応する債務	
預金	9,141百万円
債券貸借取引受入担保金	2,750百万円
借入金	6,220百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券62,831百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は324百万円であります。

8. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、548,280百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が538,610百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. **土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）**に基づき、当行の**事業用の土地の再評価**を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計

額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,900百万円

10. **有形固定資産の減価償却累計額** 25,917百万円
11. **有形固定資産の圧縮記帳額** 2,100百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債**に対する保証債務の額は9,162百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「**その他の経常費用**」には、株式等償却324百万円を含んでおります。
2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業用資産等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額65百万円を**減損損失**として特別損失に計上しております。

区分	主な用途等	種類	減損損失
稼働資産	営業店舗 1か所	土地	45百万円
遊休資産	遊休資産 3か所	土地	19百万円

営業用店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本店、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	172,000	-	-	172,000	
合 計	172,000	-	-	172,000	
自己株式					
普通株式	1,496	14	-	1,510	(注)
合 計	1,496	14	-	1,510	

(注) 普通株式の自己株式の増加14千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	511百万円	3.0円	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	511百万円	3.0円	平成23年9月30日	平成23年12月9日
合 計		1,023百万円			

(2) 平成24年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたしております。

- ① 配当金の総額 511百万円
- ② 1株当たり配当額 3.0円
- ③ 基準日 平成24年3月31日
- ④ 効力発生日 平成24年6月27日

なお、配当原資は、利益剰余金であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、当行という）は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等、主として銀行業務中心に金融サービスに係る事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。このように、当行の金融資産及び金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じたりするリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融資本市場の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債である預金やコールマネー等は、金融資産との金利または期間のミスマッチによる金利変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利にて調達することを余儀なくされることによる損失を被る資金繰りのリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金の調達ができなくなる場合や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被る等の市場流動性リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、融資を行う際の基本的な考え方、行動基準等を定めた「クレジットポリシー（融資業務規範）」、信用リスクの具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」に基づき、公共性・安全性・成長性・収益性を重視した与信判断、信用格付・自己査定によるリスク量の把握、特定先への集中排除を原則としたリスクコントロール等に取り組んでおります。また、審査管理部門を営業推進部門から分離し、独立性を確保したうえで、厳正な信用リスク管理を行っております。

自己査定については、資産の健全性確保の観点から、監査部門による監査を含め、厳格な査定を実施するとともに、査定結果に基づいた適正な償却・引当を行っております。

さらに、事業性融資先を対象とした信用格付制度を導入し、定量面・定性面の両面から企業実態の把握に努めております。

信用リスクの減殺方法としては、当行が融資取引に際して徴求している物的担保及び人的担保（保証）、貸出金と預金との相殺等があり、当行では、「クレジットポリシー（融資業務規範）」において担保についての考え方を定め、担保の評価、管理の方針及び手続きは取扱要領等により規程化しております。

信用リスク量の測定方法及び手続については、取扱要領等により規程化しており、融資先の信用格付等に基づくリスク計測を月次で実施しております。なお、計測結果につ

いてはALM会議（常務会）への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領等においてリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、またALM委員会における協議を踏まえ、ALM会議（常務会）において現状の把握、実施の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、BPV（ベース・ポイント・バリュエ）、VaR（バリュエ・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでALM会議に報告しております。なお、ALMの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 価格変動リスク管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、半期ごとに取締役会で決定する「運用方針およびリスク管理方針」に基づいて行っております。有価証券の運用においては、金融市場部のミドルセクション及び総合企画部リスク統括室において、VaR等を用いて市場リスク量を定量的・網羅的に計測・把握しております。また、これらの情報は日次・週次・月次等、金融商品ごとに定めた頻度で担当取締役やALM会議（常務会）等に報告され、規定の遵守状況等が管理されております。

(iii) 市場リスクに関する定量的情報

当行において主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」、「デリバティブ取引」等であります。

当行において市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法(保有期間90日(※)、信頼区間99%、観測期間250営業日)を採用しております。

平成24年3月31日(連結決算日)現在の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で17,038百万円であります。

なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスト等を実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを補足しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(※) 「有価証券」のうち政策投資株式の保有期間は125日

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクの管理手続、管理体制等を定めた「流動性リスク管理規程」に基づき、管理部署の明確化をはかるとともに、平常時・懸念時・緊急時等、状況に応じた流動性準備の水準を設定するなど、不測の事態が生じても流動性が十分確保できるような管理体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（(注)2参照）。また、重要性が乏しいと思われる科目については表記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	50,096	50,096	-
(2) コールローン及び買入手形	79,508	79,508	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,052	9,163	110
その他有価証券	714,299	714,299	-
(4) 貸出金	1,288,728		
貸倒引当金（※1）	△13,197		
	1,275,531	1,299,175	23,644
資産計	2,128,488	2,152,243	23,755
(1) 預金	1,945,545	1,946,503	△957
(2) 譲渡性預金	78,337	78,339	△1
負債計	2,023,883	2,024,842	△959
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(60)	(60)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,794)	(3,794)	-
デリバティブ取引計	(3,854)	(3,854)	-

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額及び利息の合

計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は1,880百万円増加、「繰延税金資産」は658百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,222百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高に算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「金融商品の時価等に関する事項」の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)	1,620
② 組合出資金(※2)	97
合 計	1,717

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(税効果会計関係)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以後に解消が見込まれる一時差異については35%となります。この税率変更により、繰延税金資産は115百万円減少し、法人税等調整額は546百万円増加しております。その他有価証券評価差額金は599百万円増加し、繰延ヘッジ損益は167百万円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は234百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	669円98銭
1株当たりの当期純利益金額	23円69銭

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

株式会社 山形銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押野正徳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山形銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスクに評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

株式会社 山形銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 押野正徳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山形銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスクに評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第200期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月8日

株式会社山形銀行監査役会

常勤監査役	今	田	隆	美	㊟
常勤監査役	安	喰		敬	㊟
社外監査役	中	山	眞	一	㊟
社外監査役	浜	田		敏	㊟
社外監査役	五	味	康	昌	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第200期の剰余金の処分につきましては、安定配当の継続を基本方針とし、さらに経営体質強化のため内部留保に意を用い、業績および経営環境を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金 3円 総額511,468,341円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役12名のうち、中川 太文、木村 孝、渡辺 均、谷口 茂樹の4氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 那須 克彦氏は辞任されます。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
①	なかがわ たもん 中川 太文 (昭和29年12月25日生)	昭和52年4月 当行入行 平成9年6月 当行大宮支店長 平成11年4月 当行融資第一部副部長 平成14年10月 当行本店営業部 本店第二部長 平成18年6月 当行立谷川支店長 平成19年4月 当行宮町支店長 平成20年6月 当行取締役融資部長委嘱 平成23年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 総務部、市場国際部、 融資部	13,000株
②	きむら たかし 木村 孝 (昭和28年5月1日生)	昭和52年4月 当行入行 平成12年10月 当行東根支店長 平成17年6月 当行市場国際部長 平成18年6月 当行鶴岡支店長兼 文園支店長 平成20年6月 当行取締役鶴岡支店長兼 法人営業部長兼文園支店 長委嘱 平成21年6月 当行取締役営業企画部長 委嘱 平成23年6月 当行常務取締役本店営業 部長委嘱 現在に至る	8,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
③	わたなべ ひとし 渡 辺 均 (昭和30年9月10日生)	昭和53年4月 当行入行 平成13年6月 当行泉崎支店長 平成15年4月 当行人事部副部長 平成17年6月 当行人事部長 平成20年6月 当行寒河江中央支店長 平成21年6月 当行総合企画部長 平成22年6月 当行取締役総合企画部長 委嘱 平成23年6月 当行常務取締役 現在に至る (担当) 人事部、事務統括部、 事務集中部、監査部	15,000株
④	たにぐち しげき 谷 口 茂 樹 (昭和28年5月9日生)	昭和51年4月 当行入行 平成9年4月 当行花楸支店長 平成11年4月 当行大学病院前支店長 平成12年10月 当行秘書室副室長 平成14年4月 当行秘書室長 平成22年6月 当行取締役秘書室長委嘱 現在に至る	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
⑤	※ たんの はるひこ 丹野 晴彦 (昭和35年1月23日生)	昭和57年4月 当行入行 平成17年4月 当行南光台支店長 平成19年4月 当行人事部副部長 平成20年6月 当行人事部長 平成23年6月 当行総合企画部長 現在に至る	3,000株
⑥	※ どもん よしひろ 土門 義浩 (昭和34年10月30日生)	昭和57年4月 当行入行 平成17年6月 当行酒田支店法人営業 部長 平成19年4月 当行宇都宮支店長 平成21年6月 当行鶴岡支店長兼法人営 業部長兼文園支店長 平成23年6月 当行酒田支店長兼酒田駅 前支店長 現在に至る	2,000株

- (1) 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
(2) ※印は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役5名のうち、今田 隆美、浜田 敏の2氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役の候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
①	こんた たかみ 今田 隆美 (昭和25年5月31日生)	昭和48年4月 当行入行 平成7年4月 当行久野本支店長 平成9年4月 当行米沢北支店長 平成11年4月 当行酒田支店副支店長 平成12年7月 当行酒田支店法人営業部長 平成14年4月 当行県庁支店長 平成15年4月 当行人事部長 平成17年6月 当行取締役監査部長委嘱 平成20年6月 当行常勤監査役 現在に至る	31,000株
②	はまだ びん 浜田 敏 (昭和23年6月30日生)	昭和58年4月 弁護士登録 昭和60年4月 浜田敏法律事務所所長 (現任) 平成20年6月 当行監査役(現任) 平成23年3月 山形県収用委員会会長 (現任) 平成23年3月 山形県労働委員会会長 代理(現任) 現在に至る	3,000株

1. 監査役候補者今田隆美氏および浜田敏氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 浜田敏氏が所長をしている浜田敏法律事務所と当行は銀行取引関係があります。当行は、同氏と平成5年11月2日に顧問弁護士契約を締結しており、顧問契約に基づく顧問料を毎年お支払いしております。
3. 浜田敏氏は社外監査役候補者であります。
また、当行は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4. 浜田敏氏につきましては、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に関する豊富な経験を有しております。現在当行の社外監査役として適切な監査を遂行していただいております、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 浜田敏氏は、現在当行の監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を辞任されます那須 克彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当行における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
那 須 克 彦	平成19年6月 当行取締役営業企画部長兼個人企画部長委嘱 平成21年6月 当行取締役米沢支店長兼米沢北支店長委嘱 現在に至る

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の業績、過去の役員賞与支給額、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役12名に対し総額1,540万円、当期末時の監査役5名に対し総額460万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

以 上